

市営自転車等駐車場

更新・新規登録申請を受け付け

更新登録の受け付け
市営自転車等駐車場を利用している6カ月利用(9月30日まで)の方は登録期間の期限が切れます。10月1日以降も継続して利用を希望する場合は、9月28日(金)までに市役所2階204会議室で更新の手続きをしてください。9月に入りましたら早めに更新手続きをお願いします。

来庁できない方は9月10日(月)までに(必着)9月までの領収書(返信用封筒を同封)を、〒203-8555、市役所地域政策課あてに郵送してください。折り返し納付書を送付します。

登録申請の受け付け期間
(1)更新登録 9月3日(月)~28日(金) **ご注意ください!**
(2)新規登録 西9第2・西第10自転車駐車場を希望の方は9月10日(月)から 上記以外の駐車場を希望の方は9月25日(火)から

更新・新規登録の受付会場は、9月28日(金)までは市役所2階204会議室、10月1日(月)からは地域政策課(市役所5階)です。なお、更新・新規登録の受付は、9月25日(火)からとなります。

【更新・新規登録の受付会場】9月28日(金)までは市役所2階204会議室、10月1日(月)からは地域政策課(市役所5階)です。なお、更新・新規登録の受付は、9月25日(火)からとなります。

【受付時間】午前8時半~午後4時半(正午~午後1時と土曜・日曜日、祝日を除く)

【登録申請書の配布場所】同課窓口または西第7一時利用自転車駐車場詰め所です。詳しくは同課都市交通係 ☎470・7764へ。



家庭ごみ有料化のアンケート調査を実施

市では、廃棄物減量等推進審議会より提言いただきました家庭ごみ有料化・戸別収集化について検討をしています。家庭ごみ有料化や戸別収集化によるごみの減量効果を予測し、新しいごみ収集の制度

調査は、市に住民登録されている世帯主で20歳以上の方の中から無作為に2000世帯を抽出し、郵送で調査票を送付します。アンケートが届きましたら、ご家庭の中で主にごみの分別などの家事を担っている方にご協力をお願いします。詳しくは電話または電子メールでごみ対策課 ☎473・2117へ。

◆ごみ対策課メールアドレス
gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp

です。時間は午前8時半からの受け付けとなります。

【登録申請書の配布場所】同課窓口または西第7一時利用自転車駐車場詰め所です。詳しくは同課都市交通係 ☎470・7764へ。

10月に市の国民健康保険被保険者証が一斉更新

配達記録郵便での送付も可能に

現在使用している国民健康保険被保険者証(以下、「被保険者証」)は9月30日に有効期限を迎えます。10月1日から、被保険者証の色が一般の被保険者証はサーモン色、退職被保険者証は若草色になります。

更新後の被保険者証は9月下旬に世帯主あてに、住民登録された住所へ送付します。配達記録郵便を希望する方は9月10日(月)までに左表のいずれかの方法で保険年金課(国民年金資格係、市役所1階)へ申し出てください。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

国民年金第二号被保険者の届出先にご注意ください

厚生年金保険や共済組合に加入している方(第二号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金第二号被保険者となります。

婚姻などにより国民年金第三号被保険者となる場合は、第二号被保険者が勤務する事業所(事業主)を経由して国民年金第三号被保険者届を社会保険事務所に提出してください。また、国民年金第三号被保険者の住所変更などの手続きも、第一号被保険者の勤務先の事業所(事業主)を通じて行ってください。

国民年金第二号被保険者(加入している方)は、国民年金第一号被保険者(納付額1万4100円)に加え、月額4000円の付加年金を納めて年金額を増やすことができます。

付加年金を納めた方は、納めた月数×2000円(年額)の金額が老齢基礎年金に加算されます。例えば5年間付加保険料を納めると5(年)×12(月)×2000円=1万2000円(年額)の金額が上乗せされて受け取れます。

付加保険料申し込みの手続きと詳しくは市保険年金課(国民年金資格係) ☎470・7732へ。

配達記録郵便による被保険者証送付の手続き方法

(~ のいずれかの方法で申し出てください)

保険年金課(国民年金資格係、市役所1階)の窓口で電話で同係 ☎470・7732へ

「被保険者証更新に伴う配達記録郵便交付申請書」を、〒203-8555、市役所保険年金課(国民年金資格係)あて郵送を

同申請書をファクスで同係(ファクス470・7805)へ の場合は、市ホームページから「被保険者証更新に伴う配達記録郵便交付申請書」を入手してください。申し出がない場合は普通郵便で送付します。

締め切りは日9月10日(月) 同日必着で

国民年金 だより

国民年金第二号被保険者の届出先にご注意ください

厚生年金保険や共済組合に加入している方(第二号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金第二号被保険者となります。

婚姻などにより国民年金第三号被保険者となる場合は、第二号被保険者が勤務する事業所(事業主)を経由して国民年金第三号被保険者届を社会保険事務所に提出してください。また、国民年金第三号被保険者の住所変更などの手続きも、第一号被保険者の勤務先の事業所(事業主)を通じて行ってください。

国民年金第二号被保険者(加入している方)は、国民年金第一号被保険者(納付額1万4100円)に加え、月額4000円の付加年金を納めて年金額を増やすことができます。

付加年金を納めた方は、納めた月数×2000円(年額)の金額が老齢基礎年金に加算されます。例えば5年間付加保険料を納めると5(年)×12(月)×2000円=1万2000円(年額)の金額が上乗せされて受け取れます。

付加保険料申し込みの手続きと詳しくは市保険年金課(国民年金資格係) ☎470・7732へ。

募集



非常勤嘱託職員 (児童厚生員)

【勤務内容】学童保育所また



は児童館における児童の保育

【募集人数】若干名

【応募資格】児童厚生員二級指導員または保育士、幼稚園・小・中学校教諭の資格を有するおむね45歳以下の方

【勤務時間等】月曜~土曜日(祝日を除く)月12.8時間以内(変則勤務あり)

【雇用期間】10月1日~20年3月31日(更新可)

【賃金】時給1440円(交通費相当額は別途支給)

【応募書類】市販の履歴書(写真添付) 資格証明書の写し、学童保育所・児童館の役割についての考えや意見

見を原稿用紙で800字以内

にまとめた小論文

申し込みは9月3日(月)~7日(金)の午前8時半~午後5時(正午~午後1時を除く)に応募書類を直接子育て支援課(市役所2階)へ持参してください。郵送不可。書類選考後、9月11日(火)・



12日(水)に面接の上、決定します。

詳しくは同課児童係 ☎470・7736へ。

学童保育所・児童館 臨時職員(登録制)

登録は常時受け付けています。

【勤務内容】学童保育所または児童館における児童の保育

【勤務時間等】月曜~土曜日(祝日を除く)月7.5時間以内(変則勤務あり)

【賃金】時給930円(交通費相当額は別途支給)

申し込みは市販の履歴書

(写真添付)を直接子育て支援課(市役所2階)へ持参してください。

詳しくは同課児童係 ☎470・7736へ。

市立保育園のパート・臨時保育士、臨時栄養士(登録制)

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休・病休等の代替としての臨時保育士・臨時栄養士の登録を随時受け付けています。

パート保育士・勤務時間は午前7時~8時半と午後5時~6時半(しんかわ保育園

ちゅうおう保育園 はくさん保育園は午後7時まで) 賃金は時給1010円

臨時保育士・勤務時間は午前8時半~午後5時 賃金は時給930円

臨時栄養士・勤務時間は午前8時半~午後5時 賃金は時給1050円

とモ有資格の方、申し込みは市販の履歴書(写真添付)を直接子育て支援課(市役所1階)へ持参してください。なお、登録制のため履歴書は返却しません。

詳しくは保育課係 ☎470・7745へ。